

【藤井会計課長】 それでは、5コマ目の民間まちづくり活動促進事業について、移りたいと思います。まず、事業所管部局からご説明をお願いいたします。

【説明者】 都市局まちづくり推進課官民連携推進室長、佐藤でございます。では、私のほうから、民間まちづくり活動促進事業についてご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、座らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、お手元の資料、75ページをお開き願いたいと存じます。事業名、民間まちづくり活動促進事業でございます。

事業開始・終了期間でございますが、昨年度平成24年度から平成28年度までの5年間の事業というふうに計画されております。右下のほうに「政策・施策名」と書いてございますが、25の都市再生・地域再生を推進するという政策に基づき実施をしている事業でございます。

事業の目的、内容でございますけれども、恐縮でございますが、83ページをおめくりいただけますでしょうか。83ページを横にご覧いただければと思います。民間まちづくり活動促進事業でございますが、目的は、上の枠の中にございます。市民とか企業、NPOなどの知恵・人的資源などを引き出す先導的な都市施設の整備とか管理の普及を図りますため、まちづくり会社などの民間の担い手が主体となりましたまちづくりの計画とか協定の策定、また、都市再生特別措置法の都市利便増進協定などに基づきます、施設整備などを含む実証実験などに対して補助をしているという事業でございます。

事業の内容といたしましては下にございますけれども、大きくは、上有りますまちづくり計画・協定の策定支援、コーディネート支援、下側にございます社会実験・実証事業等の支援と大きく2つに分かれまして、それぞれの2つの中が右と左の2つに分かれております。

左上の法定のまちづくり計画から申しますと、これにつきましては、都市再生特別措置法に基づきます法定の計画提案の素案とか協定の案を含むまちづくり計画案の作成及びコーディネートにつきまして、下の枠の中にございますように、都市再生整備推進法人とか土地の所有者等に対しまして、国費率、補助率2分の1以内で補助、支援を行うものでございます。

右側の任意のまちづくり計画等というのは、これにつきましては、エリアマネジメントに係る計画の策定及びコーディネートと書いてございます。これは国策で進めております中心市街地活性化の区域とか景観の区域、下の枠の中にございます地域になりますが、中

心市街地活性化協議会、景観協議会、市町村都市再生整備協議会、低炭素まちづくり協議会、これらの法定の協議会に対しまして2分の1以内の補助、また、民間事業者等、これは地方公共団体を通じてでございますが、3分の1以内で間接補助を行うことによりまして、まちづくり計画をつくっていただくということに支援をしている事業でございます。

それから、下の欄に参りまして、社会実験・実証事業等でございます。左側の黄色い太い枠は、上で説明しました法定のまちづくり計画等に基づきます社会実験・実証事業でございます。都市利便増進協定又は歩行者経路協定による施設の整備・活用ということで、これらの協定により施設等を活用しまして、都市再生整備推進法人が行います、上にあります広場の整備とか通路の舗装の高質化などの事業に対して補助するものでございます。

最後に右下の黄色い枠でございますが、これにつきましては、上段にありました任意のまちづくり計画に基づきまして、まちのにぎわいとか交流の場の創出、都市施設の活用に関する社会実験を行うものでございます。対象といたしましては、中心市街地活性化協議会、景観協議会等、上段と同様でございますが、法定協議会に対しまして補助率2分の1、民間事業者等に対しまして補助率3分の1以内で助成をするものでございます。これが事業の概要でございます。

75ページにもう一度お戻りいただけますでしょうか。75ページの下段のほうに成果目標及び成果実績（アウトカム）とございます。このアウトカムといたしましては、官民連携により作成されたまちづくり関連協定等の数ということでお示しさせていただいておりまして、平成24年度は11計画ということでございます。また、アウトプットといたしましては、助成地区数ということで、平成24年度43事業ということになっております。

次に、1ページおめくりいただきまして、76ページをご覧いただけますでしょうか。ここで、事業所管部局による私どもの点検ということで整理をさせていただきました。左側にございます国費投入の必要性につきましては、自治体におきますマンパワーとか税収の不足などがございまして、これまでのよう行政のみでまちづくりを行っていくということはなかなか困難な状況であります中、市民、企業、NPOなどの民間の方々の知恵、人的資源を引き出しまして、都市施設の整備・管理における新たな制度の普及に向けて、その先導的な取り組みを支援するということで、有効性がある、重要な手段であるのではないかと考えてございます。

次に事業の効率性でございますが、ホームページ等を通じまして広く一般に公募を行い

ますとともに、支援対象を選定する場合におきましては、大学の教授などの外部有識者から成ります委員会を設置いたしまして、委員会の皆様方の意見を踏まえて選定を行っておるというところでございます。

その下の事業の有効性でございますが、事業目的の達成に向けまして、意欲のある事業主体の取り組みに対しまして直接的に支援を行わせていただいておるところでございます。実効性の高い手段ではないかと考えております。

総合的な点検の結果を中段にまとめさせていただきました。2つございます。1つ目が、これまで中心市街地活性化とか都市の低炭素化などに取り組むエリア、国策の地域を対象地域として支援してまいりましたが、政策目的に合致しました事業への支援を強化するという観点から、国策の対象地区に加えまして、事業の対象要件の明確化を図ることが必要ではないかというのが1点目でございます。

2点目は、民間の取り組みが各地で進んでおりまして、一部では効果の発現とか定着が見られるようになっておると考えておるところでございますが、これらの民間の取り組みを広く普及させるという観点から、補助対象事業者の固定化を防ぐ、同じ事業者が続けて行わないというような視点から、制度設計が必要ではないかと考えておるところでございます。

事業部局からの説明は以上でございます。

【藤井会計課長】 それでは、私のほうから、論点として考えられることですが、まさに今、論点として示された2つが議論になるものの1つではないかと考えております。民間を使ったまちづくりというのは非常に重要でありますけれども、それの効果的、効率的な推進を考えますと、対象エリアというだけではなくて、どういう事業に力点を置いていくのかというふうなことをもう少し明確にする必要があるのではないかというのが1つでございます。それから、まちづくりは一定の期間を要しますので、どうしても結果的に、民間主導といつても補助対象が固定しやすいんじゃないかと、こういうことが懸念されます。そういうことに対する工夫が適切に行われているのかどうかと、こういうふうなことも議論になろうかと思います。

あとは、また、先生、よろしくお願ひいたします。

【長谷川委員】 それでは、15時55分ごろの取りまとめて、その10分前の45分ごろのコメントの提出を目途にして、議論のほうをお願いします。

いかがでしょうか。

【佐藤委員】 宿題でいろいろと資料ありがとうございました。事実確認としてなんですが、まず事例を教えていただきたいということで、もちろんこれ、24年度から始まった事業ということですが、ただ、前身の2つの事業があったわけですので、おそらく同じような趣旨で実施されていて、効率性の観点から2つの事業と一緒にされたんだと思うので、できればこれまでどんな成果が上がってきたのかということで、その中において、特にそういう促進事業、つまり、計画作成とか策定に対する支援金がなければ絶対にうまくいかなかつたであろうという、そういう事業というのは一体どの程度あったのかということをまず実績ベースで教えていただければと思います。

【説明者】 まず個々の事業でございますけれども、2つの事業がございました。1つが担い手支援事業でございまして、これは専ら地区計画をつくるというのが大きな目的の事業でございました。事業を実施するというところよりも、まちづくり計画策定担い手支援事業でございますが、地区計画を皆さんで、民間でつくりますというところが目的でございましたので、その後の具体的な事業は必ずしもつながっていないというところでございます。

もう1つの都市環境改善支援事業ということでは、これにつきましては3年間で事業を行っておりまして、例えば大きくはむつ市とか石川県の七尾市などで事業の計画をやっておりますが、例えば七尾市、これは和倉温泉の地区の景観協定を地域主導でつくった事例がございます。これにつきましては、ご存じのように和倉温泉の地区でございますけれども、ここではまちの目指すべき方向ということで……、まず、課題で、和倉温泉に観光客をたくさん呼ぼうということで、娯楽施設とか飲食施設が立ち並んでいるんですが、屋外広告物の掲示が多く、景観に配慮されていないという問題意識の中、地域の方々で景観のルールを策定して、屋外広告物のルールを策定して、観光地らしい広告をつくりましょうということで3年間行いまして、1年目に屋外広告物のルールをつくられました。2年目に、地域の環境維持・改善計画を策定して、3年目には、地元の方の社会実験ということで、このような温泉地でどのような景観が望ましいかということで、例えば看板の出し方、沿道の旗とかのれんなどどういう形がいいかという社会実験まで行ってございます。

それで、皆さんのこういう合意をとるに当たりまして、やはり地域の方々だけではお金を出して負担してというのがなかなか自らできないところに対しまして、助成を行うということで、まず皆さんの景観協定の場をつくれると。それから、実際にお金も半分、公的負担をするということで計画策定、実験がうまくいったと。それに基づきまして、現在、

景観計画の案をつくりまして、これから策定に向けて、今、協議中というところでござります。こういう事例などは、民間主体ではございますが、公的助成を入れることによって活動が進んだ例ではないかと思っております。

【佐藤委員】 民間主体あるいは地元主体で自分たちのまちづくりを考えるというのは、これはいいことだと思うんですが、問題はこれにどこまで国が関与するべきかというか、関与の必要があるかどうかだと思うんです。よくわからないので、むしろ具体的なイメージとしてもう少し教えていただきたいんですけども、予算の使い方として、ざっくり何らかの支援をするというときに、国はこの補助金で具体的に何を支援しようとするのか。例えばコンサルタントの派遣料なのか、協議会の場所代、会議費とかなのか、具体的にこれ、どこにこのお金が入っていくものというふうに理解したらよろしいですか。

【説明者】 ありがとうございます。地元の方々に対しまして、最終的に民間主導の計画をつくるっていただこうということで進めておる内容でございまして、まず、民間の方々、地元の方々、それぞれにご専門の方が多いわけではございませんので、専門家を派遣して、まず皆さんの合意形成とか知識の普及に努めるという点、それから、皆さんの例えば意向調査を進めるということで、アンケートなどの実態の調査を行うということ、それからまた、現地の必要な調査、それから、計画策定に当たりましてコンサル委託をする場合があれば、そういうところにも支援をさせていただいております。そういう形で、地元のまちづくり、地元で計画をつくるときの支援を国として行っておるところでございます。

【永沢委員】 よろしいですか。成果目標で、官民連携により作成されたまちづくり関連協定等の数ということがあるんですが、そもそも官民連携により作成されたではなく、このまちづくり関連協定自体は1年間でどのぐらい結ばれているものなんでしょうか。

【説明者】 まちづくり関連協定でございますか。

【永沢委員】 はい。

【説明者】 建築協定等になりますと、実数を現在把握できておりません。

【永沢委員】 大体どのぐらい? というのは、年間11ぐらいの関連協定ができるということがそんなに大変な成果なのかというのがよくわからないんです。そもそも関連協定の数自体を目標にすること自体があまり合理的ではないように思うんです。民間まちづくり活動を促進するという観点から、全国で10とか11のまちづくり関連協定が締結されるということがどれほどの意味を持つかというのがよくわからないんですが、その点、これをやることによってほかに横展開していくとか、そういうことを視野に入れるんだ

とするならば、ここで締結される協定の数を目標に掲げることはあまり意味がないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【説明者】 ご質問ありがとうございます。まず、この制度自体でございますけれども、もともと2つございました制度を、平成23年に都市再生特別措置法の改正が行われまして、それを踏まえまして、そこで官民協定制度、歩行者経路協定とか都市利便増進協定、また、道路の都市再生……。

【永沢委員】 あまり時間がないので、あまり過去の経緯とかを……。端的にお答えいただければと思うんですが。

【説明者】 ご指摘ございましたように横展開を図っていくことが重要でございます。10地区というのが多いか少ないのかというお話はございますが、先導的な地区を支援して、実際に道路占用許可オープンカフェを行う、また歩行者経路協定を行うという事例をつくりまして、国としましてこれを各地に情報発信をして、ほかの地区でもどんどん取り組んでいただくよう今進めておるところでございます。24年度から制度ができたところでございまして、今、10という協定でございますけれども、これからPR、情報発信を進めていって、各地にこのノウハウを移転といいますか普及させて、官民協定の数を広げていきたいと、そういうふうに考えております。

【永沢委員】 そうであれば、そういうようなアウトカムの設定がなされるべきだし、そもそもこの2つの事業のうちで、社会実験・実証事業等の支援に関しては、これをいくらやってもまちづくり協定の数がふえるというわけではないんだろうと思います。そういう意味では、もっと明確な成果目標を設定しなければ、何のためにやって、やったことについての成果をどういうふうに計るのかというのが全くはつきりしないというふうに見えかねないんだろうと思うんですが。

【説明者】 ご指摘いただいたように、まさにそのとおりの部分がございます。75ページに示させていただきましたところで、アウトカムが今お話の協定、それから、アウトプットというのが箇所数なんですけれども、実はこのアウトプット、83ページで申します右側の任意のまちづくり計画から行われます、例えば道路占用のオープンカフェとかレンタサイクルの事業、こういう事業を任意の計画でつくっていただいて、これで実際に社会実験をして、いけそうだということから、次に法定の計画に移行するという地区もございます。確かに社会実験を行いましただけでは、その部分では成果、アウトカムに結びついてはいないんですけども、それを引き金としまして、次の段階、次のステップでア

ウトカムに結びつくということを進めておるところでございます。

【永沢委員】 そうすると、今年の協定の数を目標にされるんではなくて、例えば5年後なら5年後について全国で100カ所の協定を結ばれるようにするとか、それがいいのかどうかわかりませんけれども、何らかの指標をつくらない限りは、社会実験をやってみたものの、それで終わりました、支援を幾つかしました、それでオーケーという話だとちょっとまずいのではないかと思います。

【説明者】 確かにご指摘の部分、単年度でその次の年にそのまま地区の協定ができるないというご指摘、まさにそのとおりでございますので、目標値の設定につきましては、ご指摘を受け、いろいろと少し考えさせていただきたいと思います。

【佐藤委員】 よろしいですか。すみません、もうちょっと理解したいので。まず民間という言葉と活動促進というところで、まず活動促進ですけれども、どの段階での促進、補助事業促進かというときに、まず私の理解する限り、これはまずまちづくりの計画をつくるということに対する補助ですよね。だけど、国交省さん含め、おそらくまちづくり 자체に対しても補助金というのは多分やられていますよね。まちづくりと言わないかもしれませんけれども、中心市街地の活性化であれ、都市の整備であれ、つまり、計画の策定段階の支援がこの事業だとすると、おそらく実施段階でもまた別の補助金がありますよね。とすると、ちょっと重複があるのかなというのは。別に計画に支援しなくとも、よい事業だなということであれば、実施の段階でそれを支援してあげるという手はあるんじゃないかなと。もしかしたら私、誤解しているかもしれないで、そのあたりのすみ分けはどうなっているんですかということが1つ。

すみません、もう1つ。民間という言葉なんですが、これ、どこに民間のイニシアチブが働くのかなというときに、少なくともこれ、推進事業の補助の対象になるのは、都市再生整備推進法人だったり、中心市街地活性化協議会であったり、半官半民と言うと変ですけれども、その部分だけ見れば、地元の人たちであり、地元の自治体でありだと思うんです。つまり、この支援事業に応募するのはいわゆる地元の人たちで、計画を支援してあげるのが民間の知見というかアイデアというか、そういうすみ分けなのか。あるいは、例えば極端な場合、民間の事業者自体が、自分たちでこういうアイデアがあるんだけど、こういうのをやりたいから支援よろしくみたいなのも、これ、込みなのか、そのあたり、民間の位置づけはどうなっているのかというのを交通整理を兼ねてお願ひします。

【説明者】 83ページに先ほどご説明させていただいた横表がございますが、今ご指

掲示ございました例えば左側の法定のまちづくり計画は、計画を策定するときに、直接補助で都市再生整備推進法人、土地所有者等とございます。都市再生整備推進法人というのはおおむね財団法人とかまちづくり会社など、まちづくり会社がまさに民間の主体でございまして、土地所有者等というのが、これはまさに民間の方々でございます。これらの民間の方々が主体となって計画をつくりますというときに対する支援が、この左上の枠でございます。

右側の任意のまちづくり計画というところは、協議会は半官半民ではないかというご指摘がございますが、協議会につきましてはまさに半官半民の主体でございます。下側の間接補助と書いてあります民間事業者等、こちらはまさに民間事業者で、具体的にこういうことをやりたい、こういう計画をつくりたいという場合に、自治体とともに、国が3分の1で、地方公共団体も同額以上出していただいて応援するという仕組みになっておりまして、民間、まあ、半官半民もございますけれども、そういう主体がまちづくりの計画をつくるというところに支援をしているという枠組みでございます。

下側の社会実験・実証事業等でございますが、いろいろな事業があるのではないかというご指摘がございますが、多くの事業は大体、地方公共団体が行うことに対する助成措置が一番多うございます。それに対しまして、ここでは民間の事業者、左側の社会実験・実証事業等で申し上げますと、都市再生整備推進法人ということで、例えばまちづくり会社などがオープンカフェなどの実験をするときに、主体となるまちづくり会社に対して補助をすると。右側になりますと、確かに協議会は半官半民でございますが、協議会と民間事業者に対して、オープンカフェの実験とかレンタサイクル事業などを行うときに支援をしておるところでございます。

こういう事例は先進的な取り組みが多うございますので、なかなかあらかじめ採算が確実にとれるというのが難しい事業が多うございまして、そういう意味で、この取り組みに対して公的支援を行うことで、新たにいろいろな取り組みに取り組んでいただけます。それで、いろいろなほかの場所での展開、また新たな展開も図れるのではないかという期待も含めまして助成をさせていただいているところでございます。

【説明者】 少し補足をさせていただきますと、民間の活動のというところで、民間の創意工夫が生かされているのかという問題意識からのご指摘だったかと思いますけれども、例えばオープンカフェということでいいますと、路上でオープンカフェをやるときに、今まで道路管理者、公共団体がやっていましたような例えばごみ拾いだとか違法駐輪の整理

とか、そういったこともあわせてこのオープンカフェの事業費の中から見ていくと。そういうようなことで、自治体の仕事もうまく減らしていきましょうということもセットで考えているんですけども、そういうときにオープンカフェをうまくやることで、お客様をたくさん集めて収益を上げていくというのはまさに民間の創意工夫の部分であろうということも思ってございます。

【佐藤委員】 ちょっと頭の整理だけですけれども、では、基本的に、このまちづくり促進事業というのは2段階からなっていて、83ページでいくと、計画策定のところがまずコーディネート支援というやつですね。それから、次の実施段階というところは、社会実験とか実証というのはいわゆる実施の初期段階に対する支援だと思うんですが、だとすると、自立的な事業展開というときには基本的には最後は補助金がなくなるはずなんですから、これはどういう形で出口といいますか、つまり、当初何年間か、例えば必ず向こう2年間だけの補助にするとか、何かこういう収益目標を立てさせてそれが達成できなかつたらもうだめだよとか、達成できたらだんだんとまたさらに自立を促していくとか、どうやって自立へ向けて後押しをしていくという形になるんですか。

【説明者】 それがまさに本日の論点の2つ目で、同じところに続けて補助しないようにするのかということでございます。できるだけ、基本的には同一の計画は1年以内で作成していただいて、実証実験は一、二年で終わらせるように指導しているところでございます。採択に当たりましては、事前に計画書を出していただきまして、それを審査して、実現性が高いかどうか、事業が進むかどうか、先進性・先導性があるかどうかという視点で審査をさせていただいて、実現性の高いところから採択をしているということでございます。また年度が終わったら成果報告を出してくださいと、それを見て、また次の年採択するかどうか決めていくということで、自立に向けて指導しているというところでございます。

【水上委員】 まず83ページの補助率を聞きたいんですけども、それぞれ補助率2分の1以内とか3分の1以内とかあるんですけども、これは国の補助率ということだと思うんですが、国が2分の1以内だと、地方も例えば2分の1以内で補助をするということになるんですか。

【説明者】 83ページで申しますと、まず、2分の1、3分の1と書いていますのは国の補助でございます。左上につきましては、補助率の下に※印が書いてございまして、地方公共団体負担は必須要件ではないと書いてございます。これ以外の、右上、下の段に

つきましては、補助率2分の1以内（かつ、地方公共団体負担額以内）と書いてございまして、国と同額以上を地方公共団体にも出していただくという形になっております。

【水上委員】 つまり、国が2分の1出す場合は、事実上、地方も2分の1出すから、民間の支出はゼロだということでいいんですよね。2分の2補助だから。

【説明者】 はい、補助対象事業者さんの場合、そうなります。

【水上委員】 実際に資料で評価者のほうにいただいたものを見ると、例えばこれ、ある地域でミストみたいなものが施設を整備して、その結果、当該駅前施設のお客さんがふえたかどうかとか、あるいは地方自治体の事業でよくあるんですけれども、自転車をたくさん買って自転車のスポットみたいなところに置いておくとどういいかとか、そういうことをどうやらやっているらしいということがわかるんですけども、それをたまたま特定の自治体についてだけやるということを国がやることの、効果以前に正当性はどう説明されるんですか。

【説明者】 これは補助事業の制度評価をつくりまして、先進的な取り組みで、国が23年に法改正をいたしました。この取り組みを全国に広げていくと。また、民間の活力を使う必要があるということで、民間、自治体ができるところに対しまして、先導的な例に対して国が補助していると。

【水上委員】 ごめんなさい。例えば今さっき言いましたけれども、町なかにミストをつけるとか、あるいは自転車を置いておくなんていうのは、別に先進的じゃなくても、普通の自治体で、例えば広島市では当然、自転車のシステムとかやっているし、もっと小さい自治体でもいくらでもやっているわけで、何でそんなことをわざわざ国が、それも地方と合わせて2分の2補助をしてまで、それも特定の自治体ですよ。まだばらまきのほうがまじじゃないかという議論で、これ、恣意的補助じゃないんですか。

【説明者】 これは、ですから、都市再生法で協定をつくるということが制度の目的にもなっています。協定をつくって、民間会社が実際に管理運営をしていく、自立していくということにまさに先導的な効果があると考えております。自転車につきましては……。

【水上委員】 済みません、先導的な効果があるんだとすると、つまり、これはこれをやることによって全国津々浦々に何か公共的なメリットがあるということが理由になっているんですよね。

【説明者】 その点ですけれども、例えば今、協定というふうに申し上げましたのが、例えば先ほど申し上げましたカフェなんかの例でいいますと、本当であれば、なかなか路

上にオープンカフェなんかを置くのは難しいんですけども、それをある意味、道路法の特例をまち再生の計画の中で設定しまして、それで、それがきくような形で自治体の側とオープンカフェをやる人が協定を結んで、その中で、これまで自治体がやっていたような仕事もオープンカフェの人があわせてやってくれると。そういうようなことを安定的な形で続けていきましょうという意味では、事実行為としてやっているということよりは、もう少し先導的、ちょっと世の中で進んだ形であろうということを思っています、そういうお互いのいいところを、双赢の関係になるような取り組みが全国に広がるようになります。

【水上委員】 例えばそれは、そもそもオープンカフェを全国に広げることがすばらしいことなのかどうかについてはいろいろな評価があり得ると思いますけれども、とりあえずいいことだと仮定しましょう。オープンカフェを全国に広げるのととてもすばらしいことだと仮定をした場合に、それは計画段階から国が全部お金を出さなければいけないことなんですか。

つまり、オープンカフェをぜひつくりたいという地元の有志が計画を立てました。それを、地方自治体の意欲のある人と一生懸命計画をつくりました。実際に例えばオープンカフェをつくるというときに、国が何らかの調整をしなければいけない、汗をかかなければいけない、あるいは人を紹介しなければいけないというときに、国としてしっかりと、お金ではなくて、知恵と汗を使ってその調整をしてあげて、オープンカフェを実現してあげるということは大変すばらしいことだと思いますが、計画をつくるのに500万円出します、それも2分の2補助ですということに正当性が認められますか。

【説明者】 計画のところはもともと、先ほどのような新しい法制度の中で、一部の法律の特例も使いながらこういった官と民の仕組みを仕組んでいくということが必ずしも全ての自治体にとって慣れ親しんでいることではないのかなと考えております。そういう意味で、最初に計画をつくるというときには、何かと今までなかったような困難に当たったりとかそういったこともいろいろ出てきて、関係者の調整だとか、専門家に助力を仰ぐとか、そういうことも出てくるであろうと。そういうときに、できるだけ国のほうからも、新しい仕組み、新しい価値観というのが世の中に広がっていくようにという形でこの制度を仕組ませていただいているところでございます。

【水上委員】 ごめんなさい、1点だけ最後に。これは意見ですが、私は今のご説明を聞いて、結局、ある制度ができたので、これは事業がつけられるぞという説明を聞いてい

るようになかなか聞こえなかったと。オープンカフェという議論が随分と強調されていますけれども、これがあったおかげで日本全国津々浦々にオープンカフェができるのかといふと、おそらくそんなことはないだろうなと正直思いますし、そもそも全国津々浦々にオープンカフェができなければならないのかということについてもよくわからないというところでございますので、やっぱり説明を聞けば聞くほどこの事業が正当性を持っているとは私には考えられないので、その点は意見として申し上げておきます。

【赤井委員】 いいですか。私も理解がまだ十分できていないんですけども、今の話を聞いていて、私も同じような問題意識を持っています。まずこの事業が、社会実験という言葉が入っていますけれども、あるところでやって成功すれば、それが自然と全国に広がっていく、公益性というか外部性を持った事業だと考えて始めているのか、それとも、これ、地域も特定化されていますので、それぞれの地域でしっかりと頑張ってもらうので、強制的にでも一つ一つ進めていくかと思われているのか、それはどちらなんですか。

【説明者】 それは事業をやることによりまして、ほかの多くの都市、多くの地区に広げていくということを考えております。それは例えば道路占用につきましても、道路占用でオープンカフェができる……。

【赤井委員】 もし広げていくということであれば、初めの幾つかは補助するけれども、その後は自分たちでやってくださいという理解でよろしいんですか。それとも、全てのところでこれ、全国でなされるまで補助を続けるということですか。

【説明者】 もともとこの制度自体が5年間の制度でございます。事業採択要件にも、先導性・先進性ということがございます。ただ一方で、1カ所道路占用ができたらそれで終わりかということになるかと申しますと、例えば大都市でできたから、例えば新宿区で今、オープンカフェをやっておりますけれども、新宿区でできたからもういいだろうというわけにはなかなかまいりません。都市規模とか、現況の条件に応じましてやり方が、ノウハウが違うかと思いますので、そういう意味ではある程度定着するまで進める必要があるかと思いますが、基本は、できました制度、できました事業について横展開をしていくで広げたいと。

【赤井委員】 多分、2つあるからなかなか悩むと思うんですね。法定のまちづくり計画という、協定をそれぞれつくりましょう、だけれども、協定をつくるにはコストがかかるのでその分補助しましょうという、上のまちづくり計画への補助と、あとは、社会実験として、何かすごくすばらしいアイデアを持っているので、その事業のスタートアップだ

けをちょっと補助してあげて、もし成功したら、ほかの地域では成功するということがわかるのでどんどん広がっていきやすくなるので、そちらを狙おうという事業と、何か少し性格が違うような。このつながりというようなことで両方に補助するというふうにされていると思うんですけども、そのつながりが見えなくて、ややこしいのかなという気がしています。

例えば資料を後でいただいたんですけれども、国策性の高い次の地区というのがあって、この地域で本当に協定が早急に必要であれば、基本的に補助していくというよりは、協定はつくってくださいみたいに強制的に導入して、それはコストはかかるかもしれないんですけども、そこで協定をつくることがゴールではなくて、協定をつくることでその後何か新たな事業を起こす場合にそこを補助してあげるみたいな形で。協定をつくることに補助してしまうと協定をつくることが目的化してしまうので、協定をつくってそれはコストはかかるかもしれないんですけども、その地域のリスクで協定をつくっていただいて、その後、その協定をもってその地域で実験をしたい場合は補助をしてあげますよみたいなステップ。つまり、逆に言うと、上のほう、協定づくりは割と自分たちでやると。逆にやってくださいというのを強制するような形において、その次のステップでの社会実験で手厚く補助をしてあげるみたいな形のほうが、本人もやる気が出るかなという。

つまり、100%補助ですと、審査はするとしても、この資料を見せていただくと、計画のための計画を出してくださいということなので、どうしても書くところが少なくなったり、まだ何か事業をやるというんなら見えてくるんですけども、こういう計画を立てたいという案を出すとなると、やっぱりそのところの選定も難しくなってきますし、100%補助されるとなると、そこで自分たちでリスクをとって何かをやろうということもできなくなりますし、そういう点でいうと、社会実験とかのほうにもう少し重点を移して、計画は自分たちでつくってもらって、そのでき上がった計画がすばらしくて、それで事業を何かやるときには補助しますというほうがいいような感じがしましたけれども、いかがでしょう。済みません、長くなりました。それ、意見なので、特に回答は。

【佐藤委員】 ちょっと似たような話になるかもしれないんですけども、計画をつくるということ自体にお金を出したのでは、よい計画が出てくるかどうか何とも言えなくて、よい計画に対して何かご褒美をあげるというのはありだとは思うんですけども、計画をつくるということだけ自体に対して何か補助金を出すというのは、やはりどうかなということ。

それから、先ほどの国費を投入する根拠ということですけれども、やっぱり普及するかどうかと。その地域だけが発展すればいいというわけではないと思うので、本来のこの事業の意図は、やっぱりこれを普及させていくことだと思うんです。逆によく見えてこないのは、例えばこういうすばらしい計画があります、あるいはこういうすばらしい実験がありますというときに、これをどうやって全国に普及させていくのか。具体的に言えばここに行くとホームページがあって、これまでの成功事例が並んでいてとか、あるいはコンサルタントの方々がいたわけですから、そういう人たちにつなげていってくれるアドレス帳があったり、どういう形で普及させていくのかという、そこのステップは何か計画としてあるんですかということ。最初はコメントで、2つ目は質問です。

【説明者】 この事業自体のほかに、やはり通常の私どもの業務といたしまして、制度を広げるということを進めております。例えばこういう事例につきまして、全国の各自治体とかまちづくり会社、民間事業者等を集めた会議での発表、各場所での講演とか、例えばあとは、専門家を集めた場所での講演などで広くPRをしているところでございます。

先ほどございましたように、オープンカフェといいますか、道路占用ができるようになったということ自体も、なかなか1年2年……、もう制度ができまして2年以上たっているんですけども、やっと今日初めて聞きましたという方は常にいらっしゃいますので、そういう意味では、各場所を通じて広報しておるところでございます。また、国交省のホームページでも、わかるように制度の紹介等をしているところでございます。

【説明者】 すみません、先ほど、なるべくイメージがわかりやすいようにということでオープンカフェということで繰り返させていただいたんですけども、必ずしもオープンカフェだけをということだけじゃなくて、申し上げたかったのは、今まで公共の側でやっていたようなものをうまく民間サイドの取り組みと一緒にやることで一部公共の仕事を担ってもらえると、そういう何かワインワインの関係がうまく世の中に広がるようにということで、それを応援したいというようなことでございましたので、補足をさせていただきます。

【水上委員】 すみません、今の補足の関係で聞きたいんですけども、オープンカフェ以外には、オープンカフェレベルで宣伝したいものというのは具体的に何があるのか、5つぐらい言ってみてもらえますか。

【説明者】 道路の占用特例で認められましたが、オープンカフェと広告板と自転車のコミュニティサイクルの設置施設になっております。オープンカフェが目的といいます

よりも、オープンカフェで道路占用することによりまして、これまで自治体で持っていた、道路管理者で持っていた維持管理費を道路管理者が持つかわりに、占用主体からの収入で賄える。また、占用主体の収入で、今までの道路管理以上の費用が自治体に入ってくるというようなこともあります、WIN-WINの関係と先ほどから申しております。

【水上委員】 それ、まず1種類ですよね。道路管理問題。わかりました。あと4つ。

【説明者】 道路管理のみが特例でございます。

【水上委員】 それ以外に何があるんですか。

【説明者】 オープンカフェと自転車の……。

【水上委員】 全部それ、道路管理の問題ですよね。つまり、道路管理費について、オープンカフェで使うときもそうだし、看板を置くときもそうだし、自転車を置くときもそうだけれども、これまで道路管理者が使ってきましたお金よりも、それでビジネスをすることによって入ってくるお金のほうがより多くなるというWIN-WINの関係がありましたという実績が1個あったということは、別にいいです、認めます。

そういうのが、あとどのぐらいあるんですか。

【説明者】 これが23年度の法改正、道路の占用許可というのが変わったというところでございます。あとは、歩行者経路協定とか都市利便増進協定という協定制度が別途で上がっております。そちらも使われております。

【水上委員】 あとは、協定ができたという成果でいいということですね。

【説明者】 はい、協定もできて、それで、これまででしたら公共が管理すべきものを民間が管理しているというような事例になるかと。

【説明者】 これも例えば前のお店だとかでいうと、前のお店のメリットとしては、自分のところの前がきれいになったほうがお客様も増えるだろうと。道路を管理するほうからすれば、その分と一緒にやってもらったほうがコストも下がるだろうと。そういうことでお互いが協定を結んでいくことには社会的意味があるんじゃないかなと、そういうことでできている仕組みでございます。

【水上委員】 ここからは意見なのであれなんですけれども、まずそういう先進的な取り組みを、各自治体の方や各自治体のNPOの方が、国費もなく、自らの力でやられるというのは大変すばらしいことだと思います。国は、そういう先進的な取り組みがあったとしても、その地域の人は知っていても、全国的に知られているとは限らないわけで、ほかのところでやりたいということは当然あるかもしれないで、計画をつくるところに国費

を入れるというんじやなくて、先進的な取り組みが行われたときに、それがちゃんと全国の人たちに告知されて、あそこの自治体がやっていたんだったら、うちも同じように自らの手でやろうというふうに思っていただけるように、ホームページに載せる等のお金のかからない普及活動をされるのは大変すばらしいことだと思いますけれども、そこを手取り足取り全部、国が2分の2補助をしてやらなければいけないという――2分の2というのは地方と合わせてですけれども、という必然はやっぱりご説明を伺ってもおよそわからないということだと思います。根本的に事業の建付けを変えていただいたほうがよいというのが私の意見で、この事業としては廃止にするべきだというところがはっきりしたのではないかなどと思います。

【佐藤委員】 やっぱりまちづくり活動促進という事業目的自体が悪いと誰も言っているわけではなくて、要するに、ここで皆さん問題視しているのは、その方法論というか、手法のところだと思うんです。

よくわからないのは、もし本当に国費を投下して考えるべきがあるとしたら、仮に例えば新宿のオープンカフェが成功例だとしたときに、じゃあ、新宿でオープンカフェをやって、これがどういう意味で成功例で、どこまでどういう地域にこれが適用できるのかとかそういうことをやっぱり分析していくという、何らかの分析のところにサポートとしてお金を投じるというのは、ほかの自治体もそれ、参考にできますので、悪いことではないと思うんです。新宿でオープンカフェをやったけれども、これは都会だからよくわからないねと。また別のところでオープンカフェをやっても、日本中にオープンカフェをつくらなければ結果がわからないことになってしまいますので、本来、それは分析とは言わないわけです。

何となくこれ、事業を支援して、うまくいったらそれっきりという感じがするんですけども、この促進事業対象にならなくても、非常に先進的なユニークなまちづくりをやっているところがあるとしたら、それを徹底的に調べて、ほかの地域でも参考になるような形で情報公開していくとか、それが、波及効果というところで言うなら、本来、国がかかわるべき部分ではないかと。

前半のところに、計画からかかわってしまうと、悪いけれども、やっぱり民間としても補助金をもらいやすいように計画を考えてしましますし、社会実験だって、結局どうしてもそういうふうに色気に走りますよね。だから、果たしてそれが本当に民間の創意工夫の発揚につながっているのかどうかというのは、やはりちょっと疑問かなとは思います。済

みません、私も意見になってしまいましたけれども。

【赤井委員】 いいですか。

【長谷川委員】 はい。

【赤井委員】 このオープンカフェとかを促進するような社会実験は、これまでに行われていなかつたんですか。何かそういうのが何回もあったような気がするんですが、どうですか。

【説明者】 おそらくこれまで取り組まれた例はあったとは思います。

【赤井委員】 その成果は、よく仕分けのときにも出ていたんですけども、実験というのをやって、終わったら、また同様の別の名前の実験というものが始まるみたいなことがあって、以前の実験の成果を踏まえてこのあり方というのは、検証というか、デザインされていないんですか。

【説明者】 この事業自体が、これまで2つありました事業を統合してつくらせていただいた事業でございますので、行政事業レビューを受けて、事業の統一化というご指摘を踏まえて応えさせていただいた事業で。

【赤井委員】 それまでの事業でもオープンカフェというのはもう実際つくられたんでしたっけ。その分析はされているんでしたっけ。ごめんなさい、これまでの事業のところがちょっと十分わかって……、これまでの事業の内容、どこかに書いています？

【説明者】 この前段の事業では行っておりませんでした。

【長谷川委員】 まだ時間余っていますよ。

【杉本委員】 いいですか。

【長谷川委員】 どうぞ。

【杉本委員】 事業実施主体として、幾つか何種類かの団体があると思うんですけども、こういうところが適切に事業を執行しているかどうかというモニタリングをされていくと思うんですが、どういう内容の報告を求めていらっしゃる？

【説明者】 各年度の終了時に、どういう実験をして、どういう成果があったかということについて、それぞれの事業地区から提出をしていただいております。地区の課題・問題、どういう事業をやったか、また、成果としてどうなったかということで報告をいただいているいます。

【杉本委員】 どういう場合において、例えばまちづくり協定をつくった——つくったというところまではもうわかっているわけですよね。ところにおいて、成功裏に終わった

というのはどういうふうに判断をされているんですか。

【説明者】 まず、法定の計画でしたら、もともとの目的がございますので、法定の計画が締結されたということは、ある一定の効果ができたと考えております。また、社会実験で効果があったと、例えば集客が上がりましたとか、仕組みが回るようになりましたということで判断しておるところでございます。

【杉本委員】 例えば固定資産税収が増えたとか、事業者数が増えたとか、あるいは事業者の税収が増えたとか、訪問者数が増えたとか、そういうことはあまり聴取されてはいらっしゃらないんですか。

【説明者】 税収などですと、なかなか実験年次に把握ができるというものではないものですから、少し後で効果が出てくるというのが事実でございます。

【杉本委員】 税収そのものはそうですが、固定資産税評価額はその前の段階でわかっているわけですよね。課税年度よりは先にわかるわけですよね。評価額が先にないと、固定資産税、徴収できませんもんね。

【説明者】 固定資産税評価は見直しの時期がございますのと、全ての地区というのをございますので、なかなか毎年毎年の変化というのでは……。例えば通行量みたいなものだと毎年計れるというのはございますけれども、それ以外の経済データはなかなか難しいというのが実情でございます。

【杉本委員】 あとは、こちらの事業所管部局による点検のところで、国費投入の必要性のところに、自治体、民間等に委ねることができない事業なのかというところで、自治体におけるマンパワーや税収等の不足からというふうに書かれていらっしゃるんですけれども、この支出先リストを見ますと、例えば新宿E A S T 推進協議会とか、横浜とか、Dのほうに至りますと大田区、豊島区というようなところは、素人目に見ると、それなりに財政が豊かなのかなと思われるようなところが結構入っているなと思うんですけども、その点は、こちらについてはまた別の理由で支援が必要だったと考えられるんでしょうか。

【説明者】 ここは特に財政力指数で評価しているという例ではございませんで、実際に先進的なものができるかどうかというところで判断しております。

【杉本委員】 わかりました。

【長谷川委員】 それでは、取りまとめの結果を報告します。評価としましては、事業全体の抜本的改善が4名、事業内容の改善が2名という結果でございます。

主なコメントとしましては、まず成果の具体的な指標設定といいますか、まちづくり協

定を結んだだけが成果ではないはずなので、お金を使った成果をしっかりと示してほしいと。

あとは、先進的な成果とか取り組みがあるのであれば、もっとそれをデータベース化して公開する、あるいは他の地域に積極的に働きかけて採用を促していくとか、そういう横展開の努力というほうにもっと注力されたほうがいいんじゃないでしょうかと。

あるいは、これも同じですけれども、客観的にどのような効果を国交省さんとして求めているのかというものを明らかにしてほしいと。

あとは、国が公的な支出としてやる意味づけが非常に不明確というか不明瞭ではないかと。同じように、国がまちづくり計画をつくることに対して補助を出す、その合理的な説明はなされていないというふうに思いましたと。どうしても公共がお金を出すとするなら、そもそもとはそうだったのかもしれませんけれども、自治体がやるべきなんじやないかと。少なくとも国がやるべきことではないという意見もございました。

あとは、補助のつけ方ですけれども、計画のところに補助をつけるというのではなくて、すばらしい計画を地元の民間で立てている場合は、その社会実験というところには補助をしていくと。こちらに力点を置いた形で補助のつけ方も変えていったほうがいいんじゃないかというような意見もございました。

その結果、まとめますと、主に3点ですけれども、まず成果の目標のところについてしっかり明確にしてくださいというところ。2つ目が、国が公的に支出を行っていくという意義をもう少し明確にするべきではないかと。

あとは、先進事例の横展開というようなところは、お金をかけない形でしっかりと適切な手段を講じていくべきということで、最後に、抜本的改善の意見として、事業としては廃止すべきではないかという意見もございました。以上が取りまとめのコメントになっております。

【水上委員】 取りまとめ自体には何ら反対するものではないんですけども、ちょっと整理だけしておきたいんですけども、事業を考えるときには、事業のコストパフォーマンスが効率的かという議論がもちろんあるんですが、その前に、筋論として、この事業があることが正当かという議論は効率性に先立って存在していると思うんです。そもそも正当性が認められなければ、効率性の議論をするまでもなく、その事業はだめだということに基本的にはなると思うんです。これはこの事業に限らず、そもそも正当性が認められなければだめだということになると思います。

その点から、特定の自治体の特定の民間事業者に、全国の波及効果を十分検証すること

なく、計画段階でほとんど全額に近い補助をするということが効率性以前に正当性が認められるのかという観点からぜひとも検討していただきたいというのが、特に私がかなり強い調子でこの事業が成立しないと言っている理由で、効率性以前の問題だという議論をしているので、その点はぜひ整理をしておきたいなと思います。

【佐藤委員】 時間もあれでもったいないので。取りまとめはこれで結構だと思うんですが、やっぱりこの種の事業というのは多分これだけではないと思うんです。特に国交省さんを含めて、これからPPPというか、民間のノウハウとか、知識とか、知見をどうやって活用していくかというときに、どこに補助金を入れるのか、あるいは入れるべきじゃないのか、入れるときの基準は一体何なのかということはやっぱりきちっと考えるべきことだと思います。

計画をつくるところに補助金を入れてしまったら、おそらくそれは民間の創意工夫も全部殺してしまいかねないわけで、むしろ民間の創意工夫を生かしたければ、考えるところは彼らに十分お任せしておいて、その実施段階で必要な資金とか、あるいは普及のところであるとか、公費を入れる場所というのはより正当性を含めて精査されなければならないし、じやないとやっぱり同じお金の使い方として効率的でもないということになると思うんです。本末転倒になると思うんですね。やっぱり民間の創意工夫というか、地元の創意工夫を生かしたいと言っているのに、変に補助金をつけたばかりに補助金をもらうように計画が歪められてしまった、これは本末転倒だと思いますので、これは今日この事業がやり玉に上がってしまっていますけれども、多分おそらくほかの事業についても同様のスタンスで行くべきだと思います。

【長谷川委員】 では。

【藤井会計課長】 それでは、今のことも踏まえて、今の取りまとめの形でこの事業は対応する、検討していただくというふうなことにしたいと思います。

それでは、以上で民間まちづくり活動促進事業は終了させていただきます。

その次の6コマ目の浮体式洋上風力発電施設の安全性については、20分からということにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(休憩)